

災害廃棄物対策に関する最新の動向

平成28年8月5日

環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成26年8月豪雨（広島市）
災害廃棄物発生量：約60万トン



H28. 2. 25 (搬出H28. 3. 7~3. 30)



平成27年関東・東北豪雨（常総市）
災害廃棄物発生量：約9万トン

H28. 3. 30



本日の話題

1. 平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について
2. 大規模災害時の災害廃棄物対策について
3. 災害廃棄物対策に関する自治体支援策

1. 平成28年熊本地震における 災害廃棄物対策について

被害の状況

○家屋の被害状況

平成28年7月19日現在

県名	全壊	半壊	一部損壊
熊本県	8,351棟	26,480棟	122,179棟
大分県	6棟	164棟	5,357棟
宮崎県	-	2棟	20棟
福岡県	-	1棟	230棟

○熊本県内、一般廃棄物処理施設の被害状況

区分	熊本県内の 施設数	被害が確認された 施設数	稼働停止施設数 (H28.7.21時点)
ごみ焼却施設	25施設	5施設	-
ごみ固形燃料 (RDF)化施設	2施設	1施設	1施設
し尿処理場	21施設	5施設	1施設
最終処分場	25施設	-	-

○ごみ焼却施設の被害状況

平成28年7月21日現在

団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
熊本市	東部環境工場	・ボイラー破損のため焼却炉(1号炉)停止。 ・2号炉が復旧したためごみの受入れを開始。(5月1日) ・1号炉については5月16日夜から立ち上げ作業を開始し、17日より廃棄物の処理を開始。	5月17日	○
宇城広域連合	宇城クリーンセンター	・配管破損のため2基のうち1基停止したが、4月25日に復旧。	4月25日	○
御船町甲佐町衛生施設組合	御船甲佐クリーンセンター (1号炉・2号炉)	・建屋損傷及び焼却施設の一部損傷のため稼働停止していたが、7月21日に復旧。	7月21日	○
益城、嘉島、西原環境衛生施設組合	益城クリーンセンター (1号炉・2号炉)	・建屋及び焼却施設の損傷のため稼働停止。 ・5月23日より試運転を行い、5月30日に全能力復旧	5月30日	○
菊池環境保全組合	東部清掃工場 (1号炉及び2号炉)	・電気系統、炉の損傷のため稼働停止	4月21日	○

5

○ごみ固形燃料(RDF)化施設の被害状況

平成28年7月21日現在

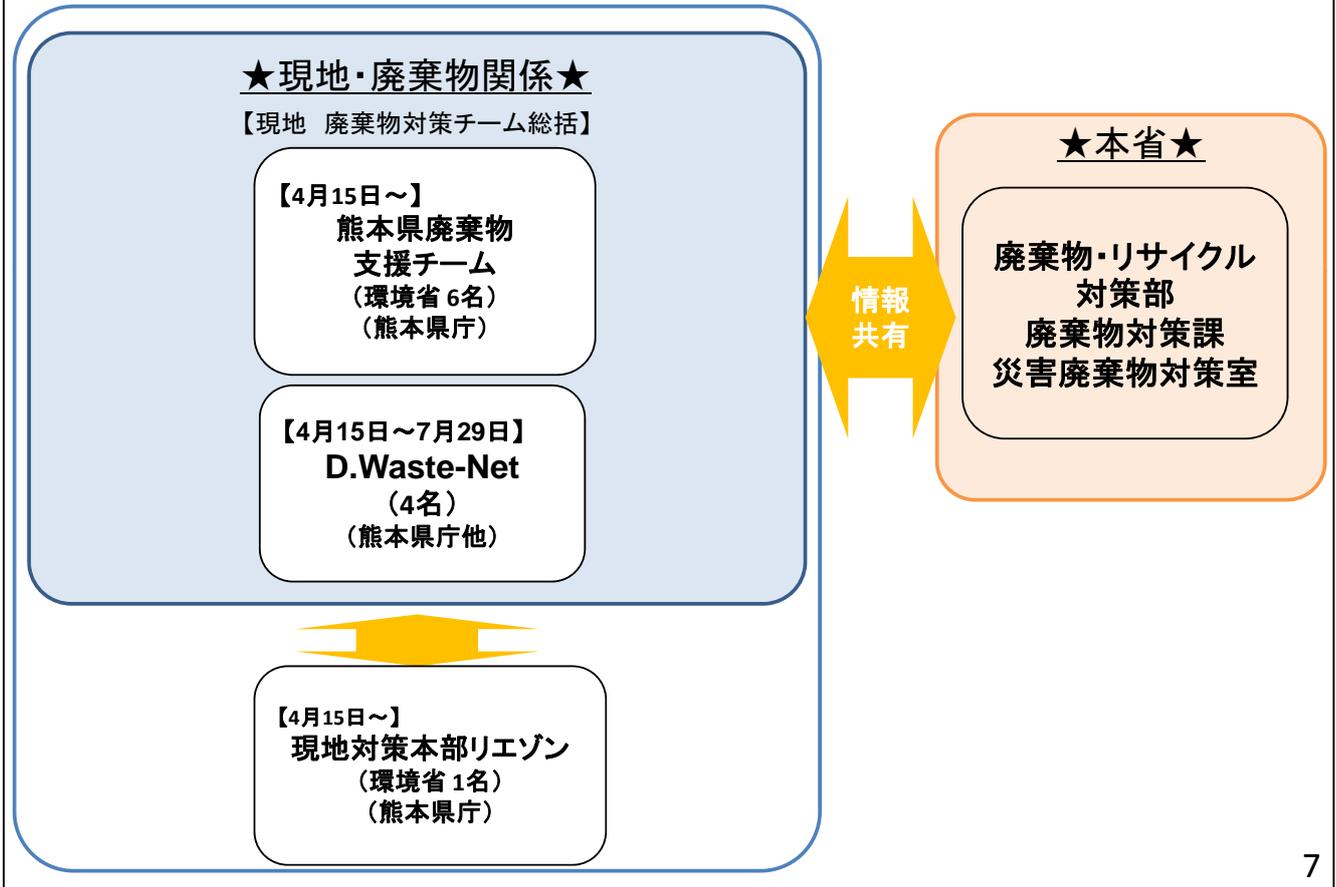
団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
阿蘇広域行政事務組合	大阿蘇環境センター 未来館 (1号機・2号機)	・施設の損傷のため稼働停止。 ・復旧作業を行い、現在、試運転中。	不明	×
菊池市	エコヴィレッジ旭	施設の損傷のため稼働停止したが、4月19日に再稼働。	4月19日	○

○し尿処理施設の被害状況

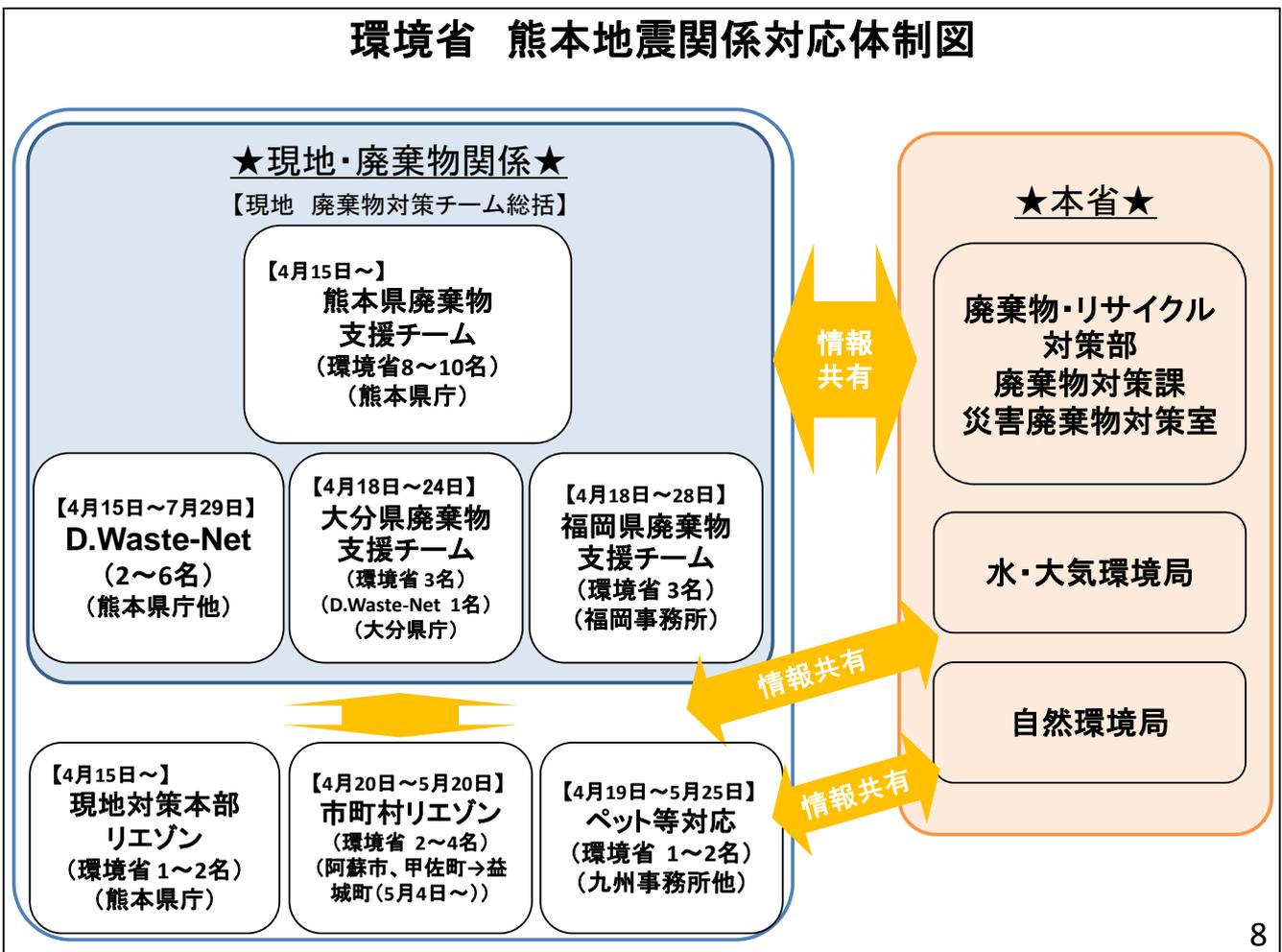
団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
熊本市	秋津浄化センター	地中埋管が破損したため、稼働停止中。(地中埋管からの漏水防止済み)	不明	×
	中部浄化センター	・配管が損傷するも稼働(4月19日)	—	○
宇城広域連合	浄化センター	・地中埋管が破損したため、3/4の処理槽が停止したが、4月25日に復旧	4月25日	○
御船地区衛生施設組合	環境クリーンセンター	・停電するも自家発電により稼働。放流刊が破損したものの4月19日には修復済み ・4月20日より、再開に向けて試運転を開始。	4月22日	○
阿蘇広域行政事務組合	大阿蘇環境センター 蘇水館	・配管が破損したため稼働停止していたが、4月27日に試運転を開始。4月28日に復旧。	4月28日	○

6

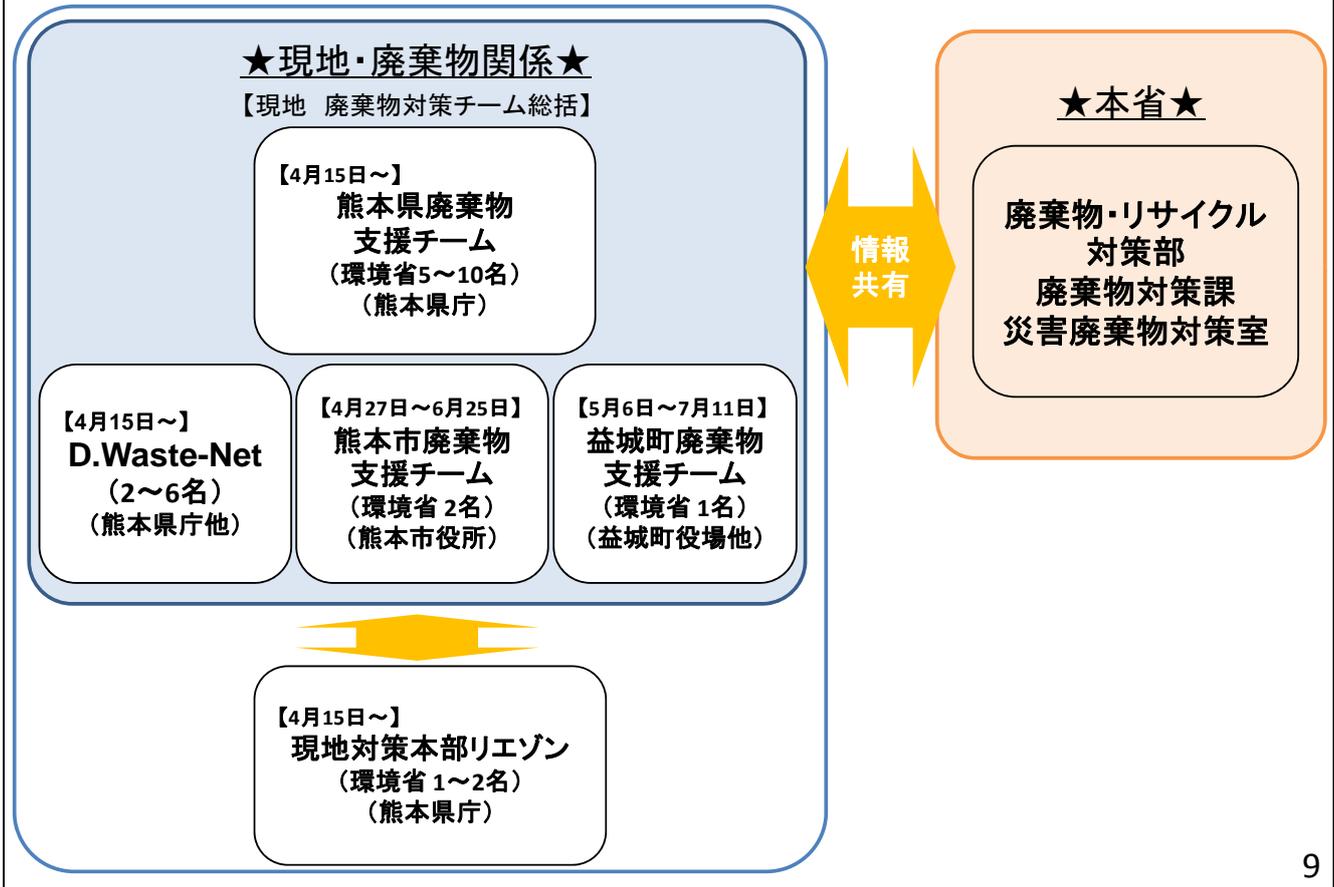
環境省 熊本地震関係対応体制図



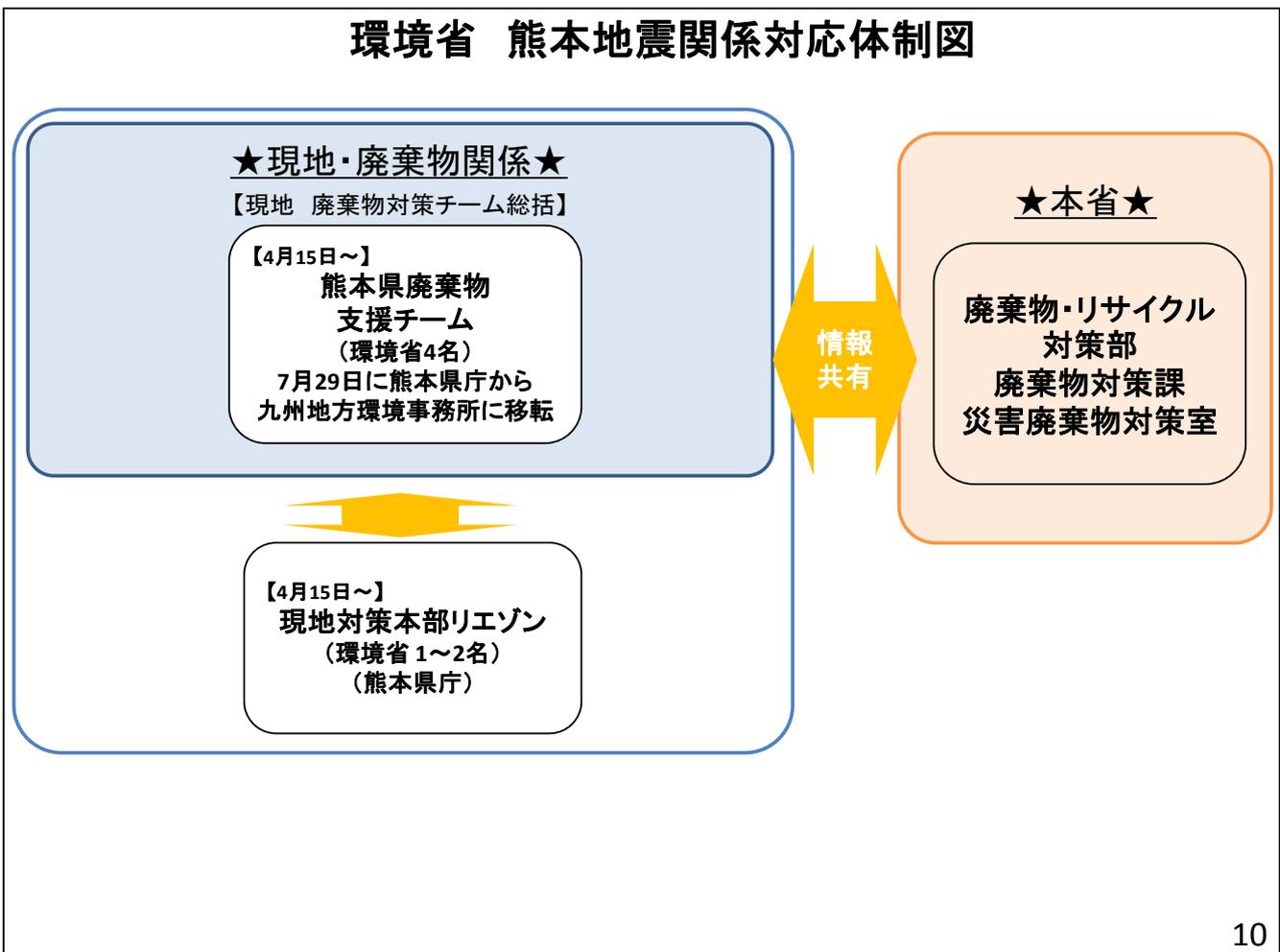
環境省 熊本地震関係対応体制図



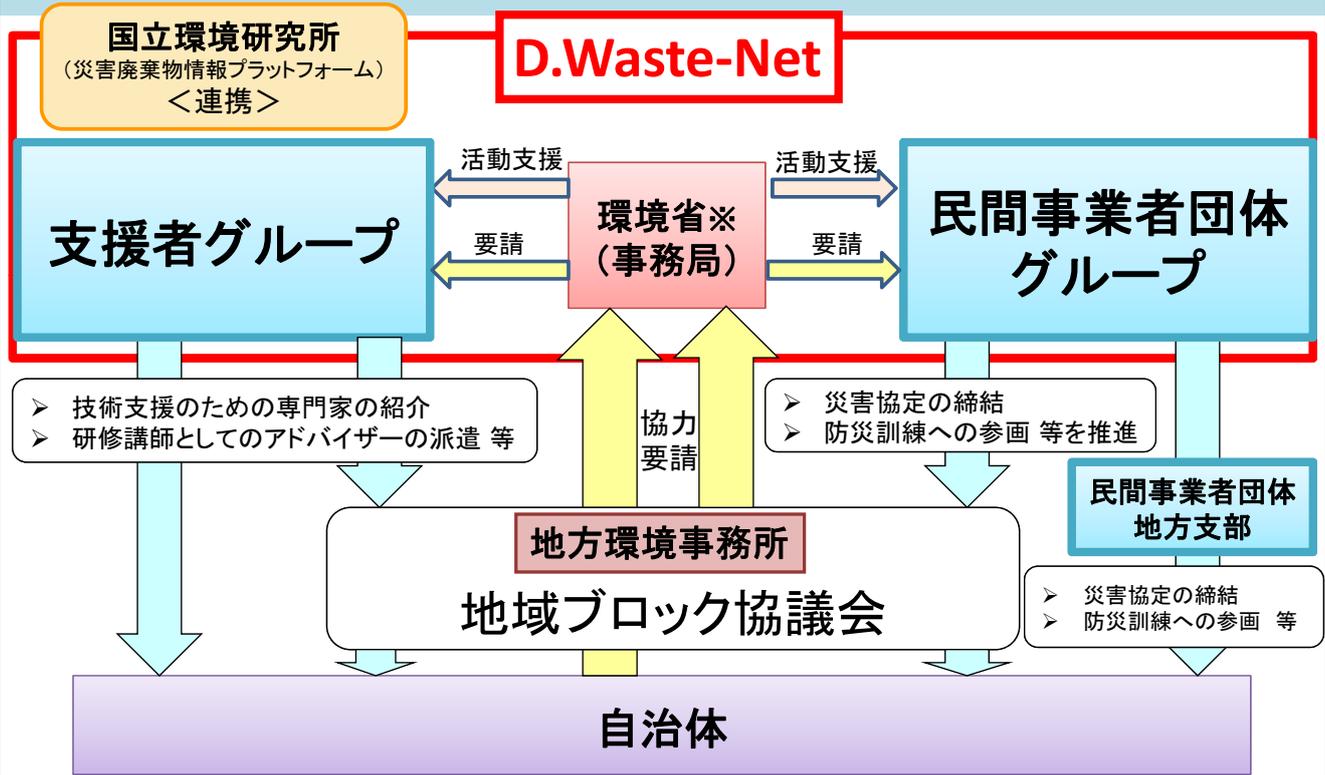
環境省 熊本地震関係対応体制図



環境省 熊本地震関係対応体制図



(参考) D.Waste-Netの支援の仕組み



※ 発災時には、環境省や地方環境事務所を通じた自治体からの要請に対して、その役割に応じた支援を行うことが想定される。

11

災害時の廃棄物対策 2つの柱

初期対応

①し尿

- し尿処理業界等からの収集の応援
- し尿処理施設の復旧、広域連携



②-1 生活ごみ・避難所ごみ

- 集積所等で悪臭やハエの発生、景観の悪化
- 他市町村等からの収集の応援
- 廃棄物処理施設の復旧、広域連携



②-2 片付けごみ(災害廃棄物)

- 集積所等からあふれ、車や人の往来の支障に
- 固形一般廃棄物業界、他市町村等からの応援による収集体制の確立(仮置場等への搬入)



中長期対応

③災害廃棄物

- 生活再建・復興の支障
- 仮置場の設置と集積
- 発生量の推計
- 災害廃棄物処理体制の確立
- 広域処理体制の構築



12

二次仮置場について

二次仮置場とは

処理施設を設置して災害廃棄物の中間処理（破碎、選別、焼却等）を行うほか、被災現場や一次仮置場から運搬された廃棄物や、選別後の廃棄物を一時的に保管する機能を併せ持つ場所のこと。

①の熊本県設置の二次仮置場について

熊本県が7市町村（宇土市、嘉島町、甲佐町、益城町、御船町、南阿蘇村、西原村）から事務委託を受けて益城町区域内に設置するもの。



	設置主体	名称	所在地	面積 (ha)	排出区分	備考
①	熊本県	二次仮置場	益城町小谷	9.8	コンクリートがら、瓦、木くず、混合物	設置
②	熊本市	戸島仮置場	東区戸島町	8.2	片付けガレキ 解体ガレキ	設置
③		城南町仮置場	南区城南町下宮地	0.5		設置
④		扇田環境センター内	北区釜尾町	9.1	解体ガレキ	設置
⑤		民間最終処分場内	北区楠野町	2.0		調整中
⑥		熊本港の埋立地	熊本市西区新港	約4.0		設置

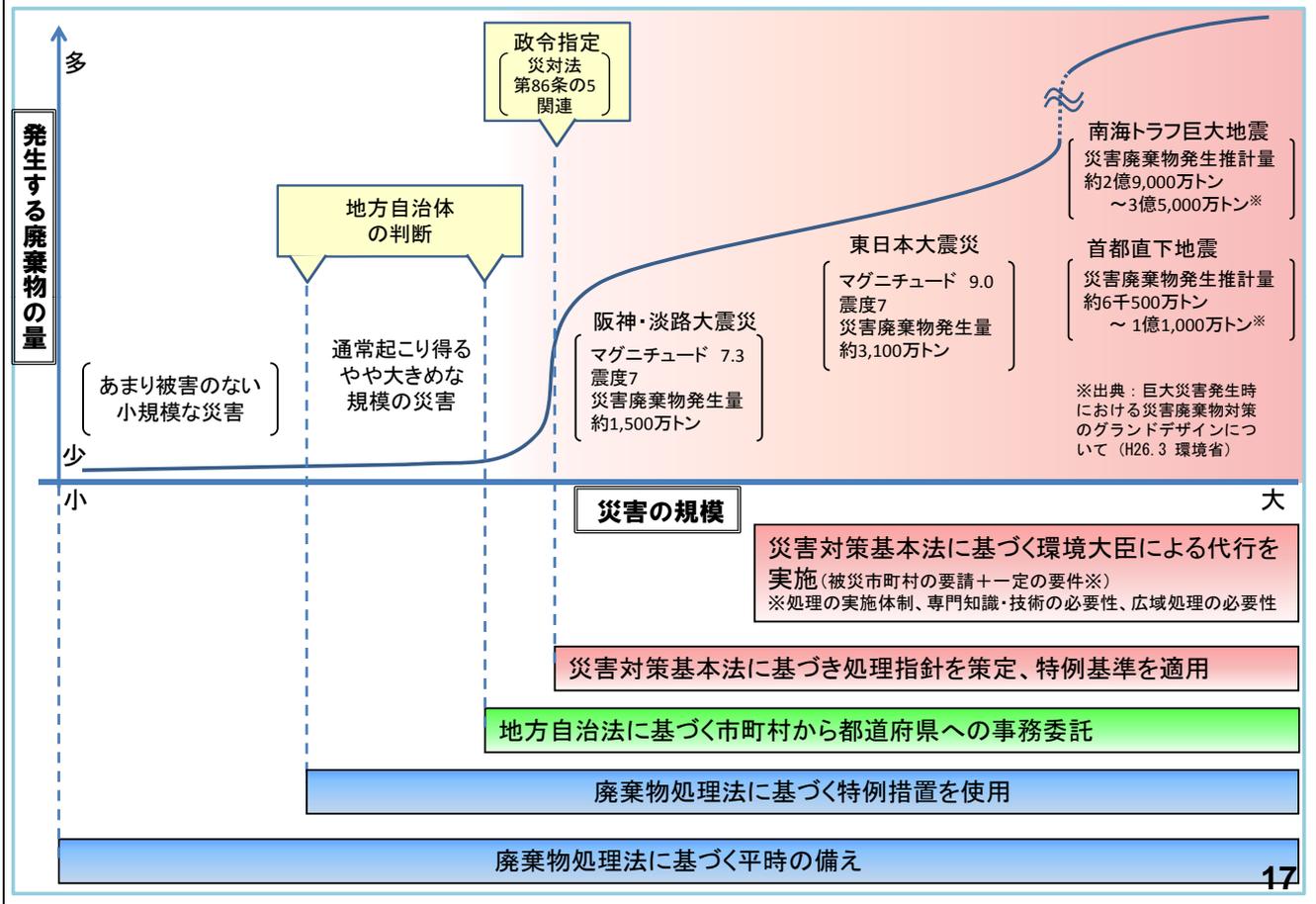
災害廃棄物の発生量(推計量)

災害名	発生日月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震	H28年4月	195万トン ^(※1) (推計値)	全壊：7,881 ^(※2) 半壊：23,459 ^(※2) 一部損壊：113,578 ^(※2)	2年 ^(※1)
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
広島県土砂災害	H26年8月	58万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
伊豆大島豪雨災害	H25年10月	23万トン	全壊：50 半壊：26 一部損壊：77	約1年
関東・東北豪雨 (常総市)	H27年9月	9万3千トン (推計値)	全壊：53 半壊：5,054 浸水被害：3,220	約1年 (予定)

(※1) 熊本県災害廃棄物処理実行計画（第1版）（平成28年6月 熊本県）より

(※2) 平成28年6月22日現在（被災棟数については、現在も調査中であるため、変動する見込み）

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



熊本県の災害廃棄物処理の基本方針①

平成28年5月18日開催の「熊本県災害廃棄物処理対策会議」（事務局：熊本県、環境省、県、市町村、関係団体で構成）において、策定。

(1) 基本方針の位置付け

「熊本県災害廃棄物処理実行計画」の策定にあたり、基本的な処理の方針を定める。

(2) 処理の対象

平成28年熊本地震により発生した災害廃棄物

(3) 処理主体

市町村

【県の役割】

- ・災害廃棄物を迅速、円滑に処理するための広域調整
- ・被災市町村による処理が困難な事務については、事務委託※1により県が処理

(4) 災害廃棄物の発生量推計

現時点で概ね100万トンから130万トン

※1 熊本県が6市町（宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）から地方自治法に基づく災害廃棄物処理の事務を受託（5/20発表）

熊本県の災害廃棄物処理の基本方針②

(5) 処理期間

発災後、2年以内の処理終了を目標(損壊家屋の解体撤去の進捗等による)

(6) 処理方法

- ・可能な限り再生利用(リサイクル)と減量化を図り、埋立て処分量を低減
- ・原則的に市町村の一般廃棄物処理施設で処理
 - 困難な場合は、県が国や関係自治体、地元事業者と調整のうえ、県内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設(民間)を活用。場合によっては、県外の処理施設を活用

(7) 財源

- ・環境省の補助制度を活用
- ・国に対して必要な財政支援を要望

熊本県災害廃棄物処理実行計画の概要①

第1章 被災の状況:(住家被害)

(平成28年6月1日時点)

単位:(棟)

全壊	半壊	一部損壊	合計
6,905	19,877	91,946	118,728

第2章 基本方針

- 処理主体:市町村(ただし、被災市町村による処理が困難な場合は、事務の委託により県が処理する。)
- 処理期間:発災後、2年以内の処理終了を目標とする(ただし、損壊家屋の解体の進捗等を踏まえ適宜見直し)。
- 処理方法:可能な限り再生利用と減量化を図り、埋立て処分量を削減する。また、原則的に市町村等の施設で処理するが、困難な場合は、県内の産業廃棄物処理施設(民間)を活用し、場合によっては、県外の処理施設を活用する。

第3章 災害廃棄物の処理実行計画

第1節 災害廃棄物の発生量

 : 県が事務委託を受ける7市町村

地域	市町村	推計量(千トン)
熊本	熊本市	812
	宇土市	41
宇城	宇城市	86
	美里町	2
	荒尾市	1未満
玉名	玉名市	2
	玉東町	2
	和水町	1未満
	南関町	1未満
	長洲町	1未満
	山鹿市	1未満
鹿本・菊池	菊池市	48
	合志市	19
	大津町	76
	菊陽町	20

地域	市町村	推計量(千トン)
阿蘇	阿蘇市	37
	南小国町	1未満
	小国町	1未満
	産山村	2
	高森町	1未満
	南阿蘇村	52
上益城	西原村	109
	御船町	96
	嘉島町	78
	益城町	422
	甲佐町	35
	山都町	5
八代	八代市	5
	氷川町	8
球磨	あさぎり町	1未満
天草	天草市	1未満
	上天草市	1未満
合計		1,950

災害廃棄物の発生量は、合計195万トン
(平成28年6月1日現在)

(参考) 環境省における災害関係事業について

- 環境省における災害関係事業は、「災害等廃棄物処理事業」、「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

➤ 災害等廃棄物処理事業

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

①事業主体 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②補助率 1/2

③補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条

(参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
- ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加

➤ 廃棄物処理施設災害復旧事業

(概要)

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

①事業主体 市町村、廃棄物処理センター・PFI選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社

②補助率 1/2

③補助根拠 予算補助（東日本大震災は法律補助）

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革

- ・平成5年度まで及び平成8年度以降は立目流用により対応
- ・平成6、7年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応
- ・平成26年度予算から当初予算に計上

23

熊本地震に係る災害廃棄物処理事業（環境省）

予備費使用額
340億円

- 熊本地震により、局所的に大量の災害廃棄物が発生していることも踏まえ、熊本地震復旧等予備費を活用して自治体の負担を軽減し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援する。

◆ 災害等廃棄物処理事業費補助金(335億円)

- 市町村の行う災害廃棄物の収集・運搬及び処分等に要する費用を補助



① 仮設トイレのし尿
収集・運搬及び処分



② 片付けごみの
収集・運搬及び処分



③ 損壊した家屋等の解体、
がれきの収集・運搬及び処分

◆ 災害廃棄物処理基金(災害廃棄物処理促進費補助金)(5億円)

- 災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う災害廃棄物処理事業において、当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、本基金を活用し地方負担額をさらに軽減(市町村の財政力等により異なるが、基金活用による支援と地方財政措置の拡充を組み合わせることで措置割合は97.5%以上となる)

【1】大規模地震における自治体支援のあり方

- (1) 物資供給や人的支援等に関するプッシュ型支援策
 - ・現地対策本部の設置や自治体との連携のもと、判断・対応の迅速化
 - ・被災自治体へのプッシュ型支援や情報連絡員の派遣や推進
 - ・国や県の支援メニューの提示
 - ・被害が多くの都道府県に及ぶ場合の対応
 - ・被災自治体の状況に配慮した支援のあり方
- (2) 自治体の被災状況等に応じた臨機応変な支援策
 - ・被災自治体の状況把握と情報共有
 - ・被災した自治体の機能を補完できる応援体制整備
 - ・国や県等による調整機能の強化
- (3) 円滑な災害対応を進めるための災害救助法の見直し
 - ・現地で活動しやすいよう、災害救助法の見直し・運用の改善
- (4) 自治体へ派遣する職員の見直し
 - ・応援側と受援側の連携強化や災害対応業務の標準化

【2】避難生活を改善するための措置

- (1) 被災者の速やかな全体像の把握
 - ・被災者情報の速やかな把握に向けた手法の検討
- (2) 避難所運営等の専門知識を有するNPOや専門家等との連携強化
 - ・避難所運営に関係する関係者間の連携強化や避難者の情報の共有化の促進
- (3) 避難者の生活環境改善のための機能確保
 - ・避難所運営に関する事前準備の強化
 - ・発災後の避難所運営の強化や発災後の道筋に関する情報発信
- (4) 要配慮者のニーズを踏まえた避難生活の実現
 - ・要配慮者名簿の関係者間の情報共有の推進
 - ・福祉避難所や宿泊施設等の情報把握と利用促進

【3】応急的な住まいの確保

- (1) 住まいの場の円滑な確保
 - ・被害認定調査・罹災証明書発行の迅速化
 - ・みなし仮設等既存の施設の利用促進

【4】物資支援のあり方

- (1) 自治体の被災状況を考慮した物流支援
 - ・川上から川下までを考慮した効率的な輸送システムの構築
- (2) 避難者に物資を速やかに届ける仕組みづくり
 - ・物資供給に関する情報管理システムの構築し、関係機関の情報共有を推進
 - ・多様な主体による効率的な輸送システムの構築
 - ・道路関係情報の活用による配送ルート設定
- (3) プッシュ型支援の改善
 - ・季節や発災後のフェーズを踏まえたプッシュ型支援
 - ・市町村等への輸送情報に関する情報発信
 - ・プッシュ型からプル型、現地購入へ切り替え
 - ・多様な機関や個人から送付される支援物資の調整方策
- (4) より被災者ニーズに的確にこたえるためのプル型支援・現地購入
 - ・現地ニーズの円滑な把握手段のためのシステムの活用
 - ・民間企業との連携
- (5) 物資拠点の設定
 - ・発災後速やかに活用可能な物流事業者が管理する物資拠点のリスト化

【5】大規模地震を想定した事前の備え

- (1) 大規模災害の被害を想定した対応策の充実
 - ・大規模災害による被害を想定した対策の強化
 - ・南海トラフ地震等の対策の見直し
- (2) 物資供給や人的支援等に関する受援計画、BCPの策定促進
 - ・受援を前提とした災害体制整備の推進
 - ・様々な被害想定に基づく事業継続計画の策定と訓練の推進

【6】大規模地震における自助・共助のあり方

- (1) 自助共助の推進
 - ・家庭食材の活用や備蓄の推進や保険活用等の自助の向上
 - ・避難時や避難所等における共助の取り組みや、避難行動要支援者名簿の活用の推進
- (2) NPOとの連携やボランティアの活用
 - ・ボランティアの活用や専門的知識を有するNPOとの連携強化

【7】長期的なまちづくりなどについて

- (1) 長期的なまちづくりや地域支援について
 - ・災害リスクの低減を目指したまちづくりビジョン策定

内閣府HP:

http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/okyuseikatu_wg.html



2. 大規模災害時の災害廃棄物対策について

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

- 平時の備えを強化すべく、
- 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
- 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
- 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

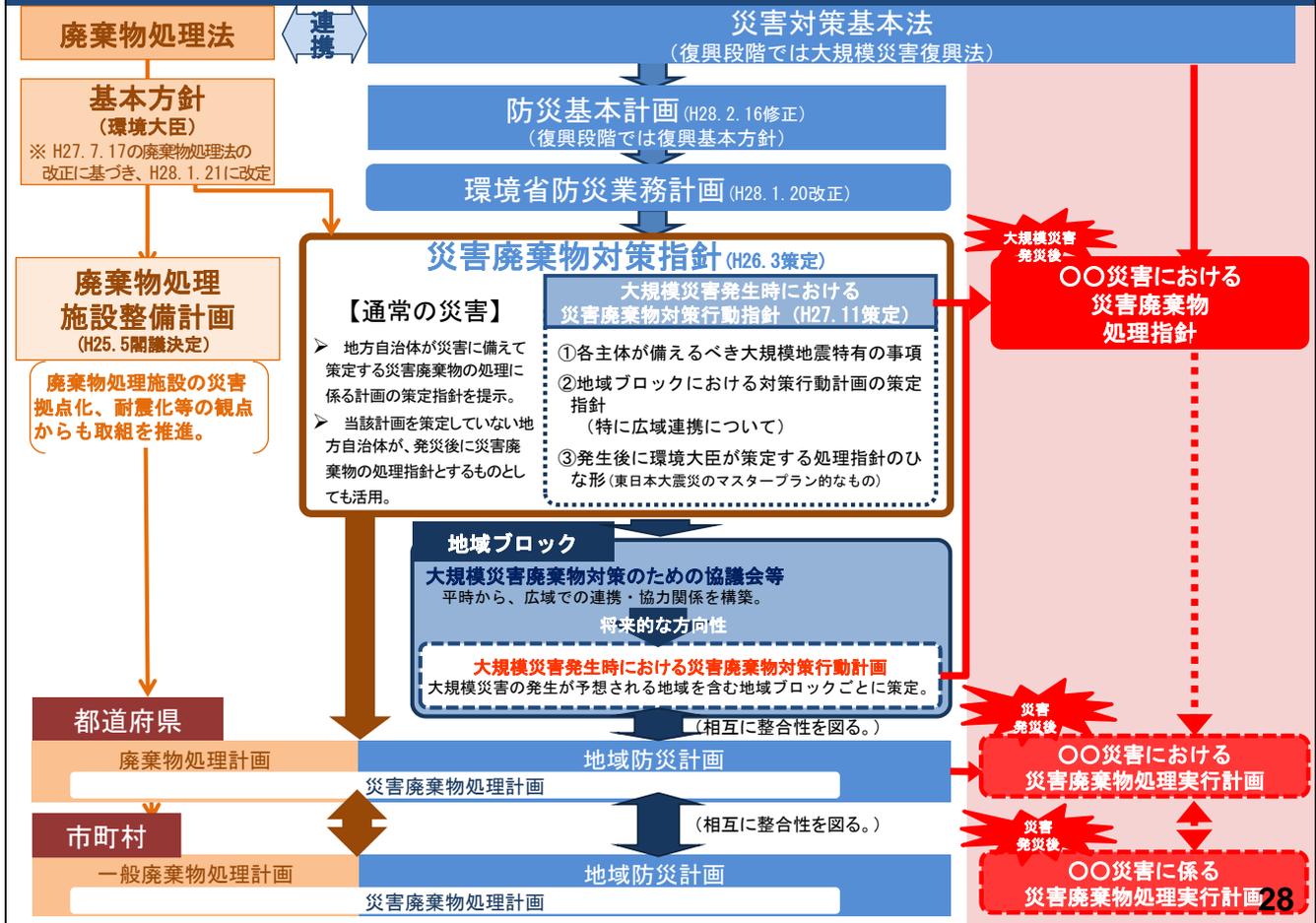
特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

【廃棄物処理法の政令(平成27年政令第275号)の改正】

- 非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準(再委託基準)の改正

- D.Waste-Netを活用し、専門家を派遣(第4条の2)
- 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置を検討(第9条の3の3の特例)
- 産業廃棄物処理施設において災害廃棄物を処理するため、届出を待たずに処理を開始(事後届出)。(第15条の2の5の特例)
- 市町村から一般廃棄物の処理の委託を受けたものの再委託を実施(平成27年政令第275号の特例)

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



防災基本計画の修正(平成28年2月13日閣議決定)の概要

背景

- (1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化(活火山法、水防法・下水道法等、廃棄物処理法等)
- (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等(平成27年関東・東北豪雨災害における事例を踏まえた修正等)

主な修正項目

(1) 活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化

①活火山法の改正

- 活火山対策の総合的な推進に関する基本指針の作成・見直し
- 警戒地域の指定及び火山防災協議会の組織等体制の整備
- 火山防災協議会の具体的な検討事項
- 警戒地域ごとの情報収集、予警報の伝達方法、避難に関する事項など地域防災計画に定めるべき事項
- 噴火警報等の関係機関や住民、登山者等への伝達

②水防法・下水道法等の改正

- 【水防法】
 - 洪水・内水・高潮について、最大規模を想定した浸水想定区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表、通知
- 【下水道法】
 - 浸水被害対策区域における民間の雨水貯留施設等の整備と連携
 - 民間事業者等との協定締結等による災害時における下水道施設の維持又は修繕
- 【その他(避難勧告ガイドライン)】
 - 高潮災害に対する具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定等

③廃棄物処理法・災対法の改正

- 【廃棄物処理法】
 - 仮置場の確保等の地方公共団体における災害廃棄物処理計画に定めるべき事項
 - 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進
- 【災害対策基本法】
 - 大規模災害発災時における災害廃棄物に関する処理指針の策定
 - 災害廃棄物処理の国による代行等

(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等

①平成27年関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえた運用の改善

- 地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化(電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等)

②その他

- 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正(原子力災害時の医療体制の整備等)等

29

廃棄物処理法の基本方針の変更

(平成28年1月21日環境省告示第7号)

- 「災害廃棄物の適正かつ迅速な処理並びに廃棄物処理施設の整備等」について、①「災害廃棄物対策に関する基本的考え方」、②「災害廃棄物対策に係る各主体の役割」、③「災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用」及び④「災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信」を追記

(1)災害廃棄物対策に関する基本的考え方

- 災害廃棄物は適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。
- 処理においては、環境負荷の削減、資源の有効活用の観点から、可能な限り再生利用を行い、最終処分量を低減させる。
- 平時から国、都道府県、市町村、事業者等の各主体において事前の備えを確実に進める。
- 大規模な災害に備えて、都道府県を越えるようなより広域的な連携を進めていく。等

(2)災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(市町村の役割)

- 市町村は、災害廃棄物処理及び域内のその他の一般廃棄物についての処理責任を有する。○ 災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関との連携体制の構築等を通じて、災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備を図る。
- 広域的な処理の受け入れ等に積極的に協力する。等

(都道府県の役割)

- 都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。
- 域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、都道府県の「廃棄物処理計画」等に記載し、市町村等の関係機関との連携を進める。
- 災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を速やかに策定する。等

(国の役割)

- 国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を果たす。
- 災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。等

(事業者及び専門家の役割)

(3)災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用

(4)災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

30

地域ブロック協議会等について

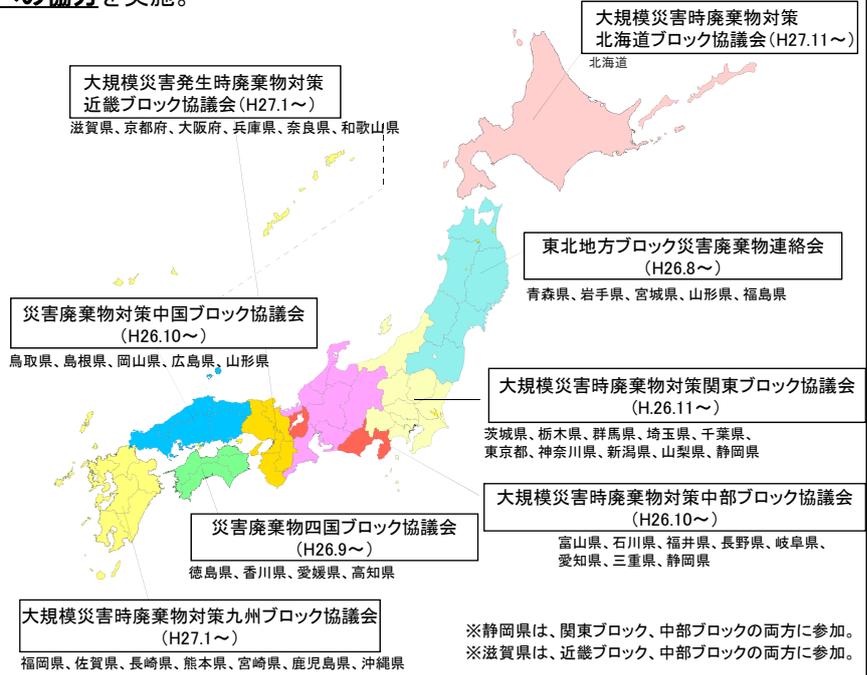
- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、**地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画**を呼び掛け、**地域ブロック協議会または連絡会を全国8箇所**に設置。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の**災害廃棄物対策行動計画の策定**を目指して、関係者間の調整を行ったり、地域ブロックにおける**共同訓練の開催**に向けて、まずは**自治体が策定する処理計画の策定に当たって助言、各自治体が行う訓練への協力**を実施。

【地域ブロック協議会等の活動内容】

- ①地域ブロック協議会等の運営
- ②地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成
- ③自治体等向けセミナー・見学の実施
- ④自治体の災害廃棄物処理計画策定支援
- ⑤地域ブロックにおける共同訓練の実施
- ⑥地域ブロック内における実態の基礎調査・技術調査
- ⑦発災した災害に関する災害廃棄物処理に関する記録集等の作成

【構成】

環境省、関係省庁地方支分部局、都道府県、主要な市町村
地域の専門家等



6. 災害廃棄物対策に関する自治体支援策

豪雨災害における災害廃棄物対策の教訓

- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量**に発生。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保のため**に非常に重要。
- 災害廃棄物の迅速な処理は、被災地域の**早期の復旧・復興**のために必要。



事例1
公園に集積された
災害廃棄物



事例2
道路端に集積された
災害廃棄物



事例3
自治体管理の仮置場に混合状態
で搬入された災害廃棄物

事前準備(災害廃棄物処理計画)に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要!



事例4: 自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物

33

災害廃棄物処理の三原則(安全、スピード、費用への配慮)

災害廃棄物の処理は、被災した**市民の衛生環境や安全**を第一とし、**スピード**感を持って処理にあたるのが重要です。また、適切な分別を行う等、**費用**にも配慮しなければ、処理負担が自治体の財政を圧迫する事態にもなりかねません。

最終処分場の残余年数を考慮し、リサイクル率を高める努力が必要であり、**分別・リサイクルを推進**することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がります。

安全

- 被災した**市民の衛生環境や安全**を第一に。
- **アスベスト**を含む廃棄物や**危険物・有害廃棄物等**(スプレー缶、薬品、灯油等)は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

スピード

- **周辺の環境や住民の健康に著しい悪影響**を及している場合(例:腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等)は、スピード重視で処理を行う必要があります。

災害廃棄物の 処理の三原則

費用

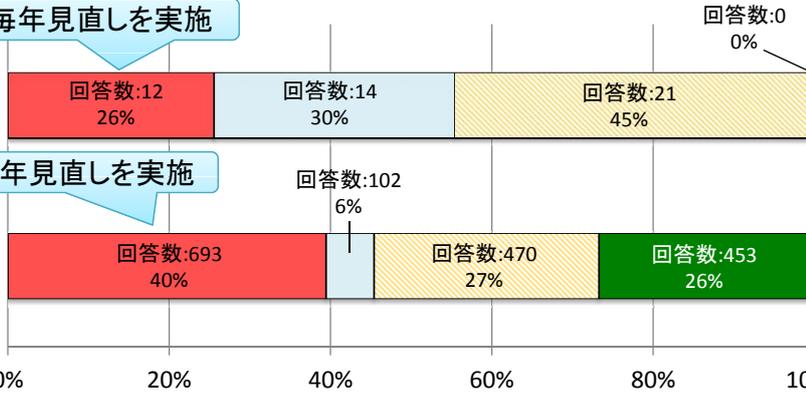
- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の**経済的負担を軽減**することにつながります。
- これら多額の予算を執行するためには、**膨大な量の事務作業が発生**しますので、早めに必要な人員を確保することも重要です。

34

災害廃棄物処理計画の策定状況(平成27年3月時点)

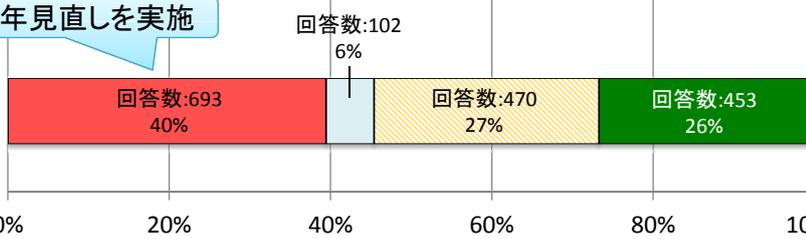
約17%は毎年見直しを実施

都道府県



約6%は毎年見直しを実施

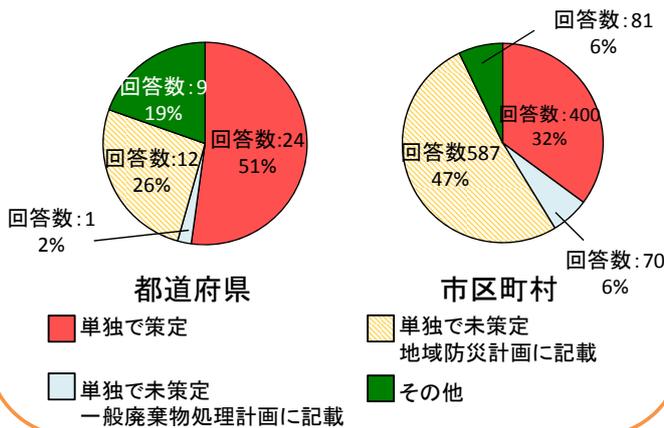
市区町村



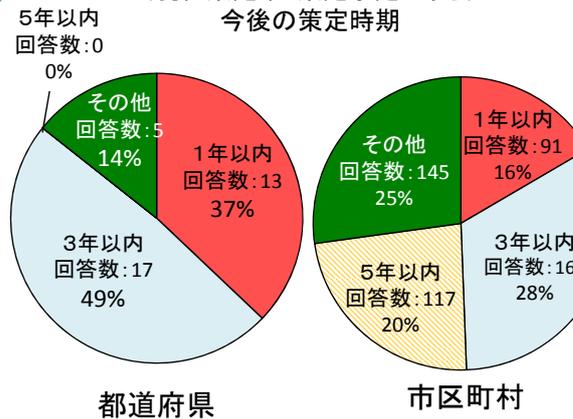
■ 策定済
□ 現在策定中
▨ 今後、策定する予定
■ 策定する予定はない

※計画策定済割合
H24...市町村11%
H26...市町村32%
都道府県21%

(策定済み・現在策定中・策定予定のうち)
単独で計画を策定している割合



(現在策定中・策定予定のうち)
今後の策定期期



35

災害廃棄物対策指針(平成26年3月)の概要

目的

1. 都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成・指針を示すこと。
2. 東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑止・軽減するための地域レベルでの災害対策を強化すること。

指針の要点

- 災害前・発災後に誰が何をしなければならないのか、時期区分別に構成
- 災害廃棄物の種類別の処理処分方法や分別・再資源化の推進について記載
- **災害予防(災害への備え)、教育訓練に力点を置いての構成・記述**
- **民間事業者等(一般廃棄物事業者団体、産業廃棄物事業者団体、建設事業者団体、セメント事業者等)との連携**について記載
- 都道府県間、市町村間の**広域的な相互協力体制の整備の観点**を強調
- 被災地方公共団体だけでなく**支援地方公共団体も災害対策の主体として記載**
- 災害廃棄物処理計画の作成や実際に行う処理業務の手助けになるよう、資料編を充実

一般廃棄物処理施設に対する支援の充実について

- 市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援するスキームとして「循環型社会形成推進交付金」がある。
- これまでの循環型社会形成の推進という観点から本交付金により行ってきた廃棄物処理施設への支援に加えて、新たに災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という2つの柱を前面に打ち出し支援を充実。

循環型社会形成の推進

循環型社会形成の推進という観点から、老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援することで、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与。

災害時の廃棄物処理システムの強靱化

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化。

地球温暖化対策の強化

エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の先進的設備の導入を支援することで、地球温暖化対策を強化。

「循環型社会形成の推進」に加え、新たな2つの柱を前面に打ち出すことで、地域にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の整備を一層推進。

37



ご静聴ありがとうございました。

38